

松原市の事業者を応援します。

松原市企業立地促進制度をご利用ください。

松原市企業立地促進制度による

3種の奨励金で 企業立地をしっかりとサポート!

- 1.立地促進奨励金
- 2.雇用促進奨励金
- 3.土地活用促進奨励金

松原市では、市内で頑張っている事業者、または市内で新規立地を検討されている事業者を支援しています。

松原市企業立地促進制度は、市内産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、市の健全な経済発展に資することを目的とする「松原市企業立地促進条例」に基づいて、一定の要件を満たす場合に奨励金を交付する制度です。



指定を受ける要件を拡大し、さらに雇用に対する奨励金が充実しました!!

※詳しくは裏面をご覧ください。

1 立地促進奨励金

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 営利を目的とする事業を実施する法人又は個人 ● 市内で1年以上継続して上記事業を実施している法人又は個人(市内企業)には、特例も適用されます。 	一部対象とならない事業があります。
要件 (①または②のいずれかが該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● ①延床面積1,000㎡以上の家屋を新築した場合 ● ②面積が1,500㎡以上の土地に事業所として延床面積200㎡以上の家屋を新築し、常時3名以上の従業員を置く場合 	
奨励金の額	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記家屋に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税額の合計額の2分の1相当額(不動産取得税については1,000万円を上限) ● 上記②の要件で指定を受けた場合は合計額の3分の1相当額(ただし、土地区画整理事業の施行に係る土地内に該当する場合は2分の1) 	
交付期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 奨励金の算出根拠となる税が初めて課されることとなる年度から起算して5力年度の間(不動産取得税相当額については初回のみ) ● 上記②の要件で指定を受けた場合は3年間(ただし土地区画整理事業の施行に係る土地内に該当する場合は5年間) 	

市内企業特例 —— 市内企業については次の要件を満たす場合も対象

- 事業所の新設、増設、移転、建て替えのため、**大企業で2億円、中小企業で3,000万円以上**の家屋を建築又は新規に取得した場合
- 設備の新設、増設、更新のため、**大企業で2億円以上、中小企業で2,000万円以上**の償却資産を新規に取得又は賃借した場合

設備投資も奨励金の対象!

土地に係る特例

家屋の新築等に伴い、次の規模の土地を新規に取得又は賃借する場合には土地も対象

- 新規立地 1,500㎡以上
- 市内企業特例で 500㎡以上

※取得の場合、不動産取得税相当額については1,000万円を上限(土地・家屋を合算)

ウラ面もみてやっ!



松原市
マスコットキャラクター
「マッキー」

松原市民の新規雇用を後押しし、立地促進奨励金の対象事業者新たに土地を賃貸した方もサポート。

松原市民を新規に雇用した場合や、対象事業者に新たに土地を賃貸した方にも奨励金が支給されます。

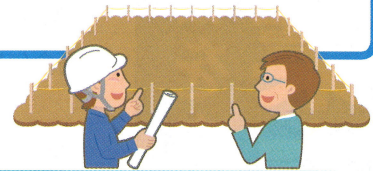
2 雇用促進奨励金

対象事業者	● 立地促進奨励金の対象指定事業者及び出店事業者(適用条件あり)
要件	● 立地促進奨励金の対象事業開始後1年又は2年を経過した時点で、事業開始5か月前から市民(採用後市民となった者を含む)を新規で正規雇用し、その期間中に 6か月以上継続して 雇用した場合
奨励金の額	● 雇用1人につき 30万円 (その従業員が障害者の場合は 60万円) ● 非正規の場合でも、正規雇用の2分の1以上の勤務実績があれば、1人につき 5万円 (障害者の場合は3分の1以上の勤務実績があれば 10万円)
申請時期	● 事業開始後1年及び2年経過時点の2回 (ただし、同従業員についてはいずれか1回のみ)



3 土地活用促進奨励金

対象事業者	● 立地促進奨励金の対象事業者に対し、新たに土地を賃貸する者
要件	● 上記賃貸によって、土地に係る 固定資産税の課税標準額が2倍以上 となる場合
奨励金の額	● 当該増加することとなる税額の 2分の1相当額 (ただし、土地区画整理事業の施行に係る土地内に該当しない場合で、表面の立地促進奨励金の要件②で指定を受けた事業者に賃貸した場合は3分の1相当額となります)
交付期間	● 奨励金の算出根拠となる固定資産税が初めて課されることとなる年度から起算して5力年度の間 (ただし、土地区画整理事業の施行に係る土地内に該当しない場合で、表面の立地促進奨励金の要件②で指定を受けた事業者に賃貸した場合は3年間となります)



松原市企業立地促進制度 手続きの流れ



※立地促進奨励金、雇用促進奨励金の交付を受けるためには、あらかじめ指定を受ける必要があります。
※対象となる家屋、又は設備の使用を**すでに開始**している場合は、奨励金の対象にはなりません。



令和4年1月1日より、奨励金交付額や交付期間など企業立地促進制度の変更を行います。現行の制度の適用を受けるためには令和3年9月末までに指定事業者の申請をしていただくようお願いいたします。主な変更は以下の通りとなります。

1. 奨励金の交付金額が算定根拠(固定資産税など)となる金額の2分の1から3分の1となります。
2. 奨励金の交付期間が最大5年間から3年間となります。
(ただし、土地区画整理事業の施行に係る土地内については現行通りとなります。)

松原市企業立地促進制度についてのお問い合わせは下記まで



松原市役所 市民生活部産業振興課

〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号

TEL.072-337-3112 直通

FAX.072-337-3005 E-mail:keizai@city.matsubara.osaka.jp

さらに詳しい内容は企業立地促進制度のホームページをご覧ください。

また、各種申請書などもダウンロードできます。ご利用ください。

<https://www.city.matsubara.lg.jp/index.html>



こちらのQRコードからご覧いただけます